

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店（以下「事業場」という。）において営業職として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場が入るビル1階ロビーで、事業場の看板を出したところ、フロアに水があり、足を滑らせ転倒し負傷した（以下「本件災害」という。）。

その後、自分で湿布を貼ったり、鎮痛剤を服用していたが、同月〇日、D診療所に受診し、「右前距腓靭帯損傷」と診断され、数か所の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。治癒時の傷病名は、「右足部挫傷後疼痛」であった（以下「旧傷病」という。）。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

- 3 本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「難治性外傷後足根骨疼痛、右足関節痛、右足関節症、慢性疼痛」（以下「本件傷病」という。）と診断され、これを旧傷病の再発であるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求

をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が、旧傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病が旧傷病の再発である旨主張していることから、判断の要件（決定書別紙）に基づき、以下検討する。

(2) 旧傷病と本件傷病との関係について、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、傷病名を「難治性外傷後足根骨疼痛（足部挫傷後疼痛）：平成〇年〇月足を捻った後から痛みが生じ難治性のため。」とし、当該傷病と本件傷病との関連性を「同一」と述べており、当審査会としても、旧傷病と本件傷病は同一のものとする。

(3) 旧傷病の治癒時の症状と本件傷病の症状について、請求人の平成〇年〇月〇日付け申立書によると、本件傷病にかかる請求人の自覚症状は、6つの期間（平成〇年から平成〇年までの各年〇月〇日からの1年間ごと、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇か月及び平成〇年〇月〇日の記載時点）における状況は、いずれも共通して、①足首は曲がらない、②靴を履いていても、足の下に石があると痛くて歩けない、③足首は筋が変になり、ポキッと折れそうになるので歩けなくなる等、記載内容がほぼ同様であり、通算した〇年間に自覚症状が悪化、増悪したとはみられず、また、平成〇年〇月〇日付け電話録取書においては、請求人は、症状固定後に、同一部位を負傷したことはなく、痛みが

変わらず継続していることを認めている。

さらに、F医師は、上記意見書において、症状は横ばいで、前医処方薬の薬物治療のみである旨述べていることから、当審査会としても、請求人の右足の疼痛は継続しているものの、治癒時に比べて明らかに症状が悪化したとは認められないものと判断する。

- (4) 本件傷病の治療について、F医師は、上記意見書において、今後も、前医処方薬の投薬の継続であり、再発ではなく持続と考える旨述べているところであり、G医師も、平成〇年〇月〇日付け業務上外等に関する意見書において、症状固定時に残存していた後遺障害に対する対症療法と考えられるとしていることから、今後治療効果が期待できるとは認められない。
- (5) なお、請求人は、足の怪我から発生して全身が痛くなったと主張するが、一件記録を精査しても医学的にそのような判断はなされておらず、また、本件災害以前の平成〇年〇月及び平成〇年〇月の傷病についても、併せて再発であると認定すべきと主張するが、本件は、平成〇年〇月〇日発生の本件災害に係る旧傷病に関して、再発の有無を判断するものであることから、これらの請求人の主張は、いずれも理由がない。
- (6) 上記のことから、当審査会としては、請求人の現在の症状について、旧傷病の再発とは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。